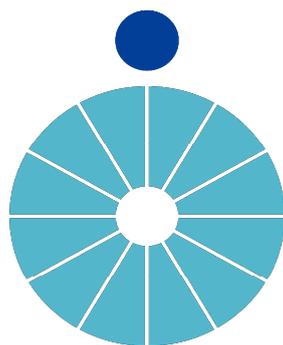


教員免許更新制ハンドブック

(平成21年3月31日までに教員免許状を授与された方
向け教員免許更新制解説資料)

【第3版】

平成21年4月から教員免許更新制が開始です。
最初の修了確認期限をご確認下さい。



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省初等中等教育局教職員課

【本ハンドブックの作成目的】

- 平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が実施されることになりました。
- 制度開始により、平成21年3月31日までに授与された教員免許状(旧免許状)には有効期間は定められませんが、旧免許状をもって勤めている現職教員の方には、各自の修了確認期限前の2年間のうちに大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課されています。
- また、平成21年4月以降に授与される教員免許状(新免許状)には10年間の有効期間が定められます。新免許状を持っている方は有効期間の満了までの2年間のうちに大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して有効期間を更新することが必要となるため、旧免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。
- このため、制度開始後は、各学校に勤務する教員の方々には、有効期間が付された新免許状をお持ちの方と、有効期間が付されていない旧免許状をお持ちの方が並存することとなります。
- 本資料は、旧免許状を所持している教員の方々を対象として、講習受講や必要な申請手続等を行っていただくために必要となる各自の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講のしかた等を正確にご理解いただくために作成しました。
- 本資料と併せて、具体的な免許状更新講習の受講申込み方法は各免許状更新講習を開設する大学等の募集要項等を、各種申請手続は免許管理者である各都道府県教育委員会の資料をご確認いただき、円滑に講習を受講し、申請手続を行ってください。

教員免許更新制ハンドブック 目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 免許状更新講習の受講、免許管理者に対する手続の流れ(概要)・・2
3. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ・・・・・・27
4. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ(幼稚園・認定こども園・保育園の教職員の方)・・・・・・・・・・37
5. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ(非常勤・臨時的任用による講師等の方、今後それらの職に就く予定の方)・・・・・・51
6. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ(実習助手・寄宿舎指導員、学校栄養職員等の方)・・・・・・・・・・55
7. 免許状の効力と失効・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
8. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ・・・・・・・・・・64
9. 修了確認期限の延期・・・・・・78
10. 複数の免許状を所持している場合の扱い・・・・・・・・・・88
11. 免許状更新講習の内容、受講のしかたについて・・・・・・・・・・91
12. 各学校の学校長(園長)の方々にご理解・お取り組みいただきたいこと
・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
13. 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
14. リーフレット・・・・・・・・・・111

※ 「よくあるご質問と答え」 目次

- 問 1 平成 21 年 3 月までに免許状の授与を受けた人はどのような扱いになりますか？
…………… 24
- 問 2 免許管理者の更新講習修了確認とはどのように行われるのですか？…………… 25
- 問 3 現職教員や臨時任用教員リスト登載者への最初の修了確認期限の通知は、都道府県や市町村を通して行われる予定ですか？…………… 25
- 問 4 教員の採用が急に必要になった場合、どのように対応すればよいですか？… 25
- 問 5 教員が定年退職後、再任用により教職に就くことを希望する場合は、どうすればよいですか？…………… 26
- 問 6 免許状を紛失しているのですが、更新することができますか？…………… 26
- 問 7 免許状の氏名が旧姓のままですが、更新することができますか？…………… 26
- 問 8 教員免許を持っている実習助手や学校栄養職員などは更新講習を受講できますか？
同様に幼稚園教諭の免許を持っている保育所の保育士は更新講習を受講できますか？
…………… 60
- 問 9 更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか？…… 63
- 問 10 免許状が失効した場合、再び教職に必要な単位を取り直さなければならないのでしょうか？…………… 63
- 問 11 免許状更新講習の受講免除の申請は、いつでも行うことができますか？
…………… 73
- 問 12 免許状更新講習の講師を一度担当しましたが、免除を受けることができますか？
…………… 73
- 問 13 文部科学大臣表彰を 5 年前に受賞しましたが、免除を受けることができますか？…………… 73

- 問 1 4 修了確認期限の 2 年 2 ヶ月前から 2 ヶ月前までの期間内に教頭の職にあり、免除の申請を行い、認定された後に教諭となった場合にも、免除は有効になるのですか？…………… 7 4
- 問 1 5 平成 2 0 年度に予備講習を受講しましたが、平成 2 1 年度以降教育職員でなくなった場合には、講習の受講の免除のための申請はできないのですか？…………… 7 5
- 問 1 6 公立中学校の学年主任の者ですが、講習の受講の免除の認定申請はできますか？…………… 7 6
- 問 1 7 私立幼稚園の教務部長を務めていますが、講習の受講の免除の認定申請はできますか？…………… 7 7
- 問 1 8 やむを得ない事由により修了確認期限を延期した場合、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することは可能ですか？…………… 8 6
- 問 1 9 突然の病気等により本人が申請期限までに延期の申請できないときは、どうするのですか？…………… 8 7
- 問 2 0 実習助手の職にありますが、延期の申請はできますか？…………… 8 7
- 問 2 1 特別支援学校教諭免許状に、特別支援教育領域を追加した場合にも延期が認められますか？…………… 9 0
- 問 2 2 「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18 時間以上）」は、自分の勤務している学校の種類、担当する教科に応じた講習を受けなければならないのですか？…………… 1 0 3
- 問 2 3 通信教育による更新講習を受けることを検討していますが、通信教育の受講のみで修了認定が可能ですか？スクーリングが必要ですか？…………… 1 0 4
- 問 2 4 更新講習の受講料はいくらですか？…………… 1 0 4
- 問 2 5 更新講習を受ける際の公立学校教員の服務上の位置付けはどうなるのでしょうか？…………… 1 0 5
- 問 2 6 更新講習と 10 年経験者研修とはどのような関係になりますか？…………… 1 0 5

1. はじめに

- 教育の成否は教員の資質能力が鍵といわれるように、国民の教員に対する期待は高いものがあります。
- このため、我が国では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で教諭等として勤めるためには教員免許状が必要とされています。

この教員免許状は、いわゆる公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度です。
- 大学等で教員として必要な基礎的な知識技能を身につけるための所定の教職関係科目を履修し、都道府県教育委員会から教員免許状を授与された後も、教員免許制度では、専修・一種・二種の区分を設けていること等、現職教員が自発的に研鑽を積むことにより高度な資質能力を備えていくことを期待していることから、多くの方々が大学等で学び続けてこられました。

また、初任者研修、十年経験者研修をはじめとする研修や各教員による自発的な絶えまない研究と修養が行われてきました。
- 今日、生涯学習社会を迎えて、多くの社会人が大学等で学び直しています。近年の社会の急激な大きな変化、子どもの変化等を踏まえ、学校教育が抱える課題が複雑・多様化する現在、教員についても不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていくことが重要となっており、「学びの精神」がこれまで以上に強く求められています。
- このため、教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を保持することを確実に保証するものに改革するために導入されることとなったのが教員免許更新制です。
- 教員免許更新制は、教員免許状の取得後も、社会状況や学校教育が抱える課題、子どもの変化等に対応して、その時々で求められる教員として最小限必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新(リニューアル)とその確認を行い、これにより教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。
- 教員免許更新制の実施により、文部科学省や都道府県教育委員会等による養成、採用、研修の各段階における取組、学校内外での各教員の自発的な研究と修養の取組とあいまって、教員の資質能力の一層の向上が図られることが期待されます。

2. 免許状更新講習の受講、免許管理者に対する手続の流れ(概要)

※(幼稚園の方は37頁～50頁をご覧ください。)

【本項目でのポイント】

旧免許状所持者で修了確認期限までに免許状更新講習の受講義務がある者の範囲、最初の修了確認期限の確認をはじめとする一連の手続の流れについてご理解ください。

①各修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了の義務がある方

平成21年4月からの教員免許更新制の実施により、各学校に勤務する教職員の中で、下記の(1)、(2)の両方に該当する方は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に更新講習修了確認の申請を行うことが必要となります。

(1) 旧免許状を持つ者

平成21年3月31日までに授与された教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状(旧免許状)を持っている者。(該当する免許状は7頁～8頁をご覧ください。)

例: 小学校教諭普通免許状を所持。
中学校教諭普通免許状(理科)を所持。

(2) 教諭等の職にある者

下記の①～④のいずれかの職にある者であること。

① 校長・教諭等

国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)

② 教育委員会の職員

指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者(都道府県教育委員会)が定める者

※ 指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者においてその範囲が定められます。

③ 学校設置者の役職員

地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者

※ 各免許管理者においてその範囲が定められます。

④ その他

文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

※ 現在、助教諭の職にある方でも、普通免許状又は特別免許状をお持ちの場合は義務が課されています。

(例) 中学校教諭普通免許状を持っているが、現在は助教諭臨時免許状により小学校で助教諭の職にある方

②各自の修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了義務はないが、各自の判断により免許状更新講習を受講することができる方

(ア) 各学校に勤務する教職員の中で、旧免許状を持っていて、下記の職にある方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていませんが、免許状更新講習を受講することは可能です。このため、各自の判断で免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができます。(55頁～60頁を参照ください。)

実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員

(イ) また、現在は学校の教職員ではありませんが、旧免許状を持っている下記の方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていませんが、免許状更新講習を受講することは可能です。このため、各自の判断で免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができます。(35頁～36頁を参照ください。)

① 教員等経験者

かつて幼稚園、小学校等の校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)であった方で、今後、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)の職に就くことを希望する方

② 教員になる見込みのある者

今後、幼稚園、小学校等に主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)として任命、雇用されることが見込まれる方(非常勤講師リストに登録していること、採用内定が出されていること等)

③ その他

その他文部科学大臣、免許管理者が定める者

(ウ) 保育士の職にある方は、旧免許状を持っていても各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていませんが、下記に該当する方は免許状更新講習を受講することが可能です。このため、各自の判断で免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができます。(46頁～47頁を参照ください。)

① 認定こども園の保育士

認定こども園(幼稚園型、保育所型、幼保連携型いずれも)に勤務する保育士

② 認可保育所の保育士及び幼稚園と設置者が同じ認可外保育施設の保育士(注)

認可保育所に勤務する保育士及び「幼稚園」と「認可外保育施設」の双方を設置する自治体や法人により設置されている認可外保育施設に勤務する保育士

学校で(ア)以外の職にある方、(ウ)以外の保育所等で保育士の職にある方、教職に就く予定等がない方は、旧免許状を所持していても免許状更新講習を受講することはできません。

(注)免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第23号)が平成25年8月8日に公布・施行され、幼稚園教諭免許状を保有している保育所の保育士が、免許状更新講習を受講できるよう、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所に勤務する保育士に対し、免許状更新講習の受講資格を拡大した。(免許状更新講習規則第9条第2項第2号ロ関係)

(参考)免許状更新講習規則第9条第2項第2号

【改正前】

- ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所又は同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(いずれも幼稚園を設置する者が設置するものに限る。)

【改正後】

- ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所
- ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(幼稚園を設置する者が設置するものに限る。)

旧免許状を持っていて、幼稚園・小学校等に勤務する方の免許状更新講習の受講義務等の取扱いについて

職 名	講習受講義務の有無	講習受講の可否	修了確認期限の延期の可否	講習の受講免除の可否	修了確認期限までに講習受講・修了しなかった場合
校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭	修了確認期限までの講習受講義務あり	受講できる	一定の事由の場合は延期できる ※ただし、延期申請が必要	認められる ※ただし、免除申請が必要	免許状が失効し、免許管理者に免許状を返納 ※失効後、講習を受講・修了することにより免許状の再授与申請が可能(新免許状が授与される)
教諭、助教諭、講師(臨時、非常勤講師含む。)				認められない ※一定の場合に該当するときは認められる	
養護教諭、養護助教諭					
栄養教諭					
実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員	修了確認期限までの講習受講義務なし	受講できる	延期できない	認められない	失効せず、免許状を返納する必要なし ※修了確認期限経過後に教員となる場合は、その前に講習受講・修了が必要
①かつて校長、教諭等であった方で、今後、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の職に就くことを希望する方					
②今後、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師として任命、雇用されることが見込まれる方(非常勤講師リストに登録していること、採用内定が出されていること等)					
①認定こども園(幼稚園型、保育所型、幼保連携型いずれも)に勤務する保育士 ②「認可保育所」に勤務する保育士及び「幼稚園」と「認可外保育施設」の双方を設置する自治体や法人により設置されている認可外保育施設に勤務する保育士	義務なし	受講できない	延期できない	認められない	
上記以外の方					

【用語の意味】

○ 新免許状

教員免許更新制が実施される平成21年4月以降に初めて免許状を授与される者の教員免許状には有効期間が設定されます。この免許状を新免許状と呼んでいます。

○ 旧免許状

教員免許更新制が実施される前の平成20年度までに授与された教員免許状には、教員免許更新制が実施された後も有効期間は設定されません。この免許状を旧免許状と読んでいます。

なお、新免許状も旧免許状も教諭等の職を勤めるに際しての効力はなんら変わりありません。

いったん旧免許状所持者となった場合は、懲戒免職処分等を受けて免許状が失効しない限り、平成21年4月以降に他の免許状の授与を受けた場合も、その免許状には有効期間が定められません。

(例)

○ 平成元年に小学校教諭普通免許状を授与された方が、平成22年3月に中学校教諭普通免許状を授与された場合、いずれの免許状にも有効期間は定められません。

○ 平成10年に中学校教諭普通免許状(理科・二種)を授与された方が、平成21年10月に中学校教諭普通免許状(理科・一種)を授与された場合、いずれの免許状にも有効期間は定められません。

【参考】平成21年度現在の免許状の種類一覧

免許状の種類	教科等	特別支援教育領域
幼稚園教諭普通免許状 (専修・一種・二種)		
小学校教諭普通免許状 (専修・一種・二種) 小学校教諭特別免許状	特別免許状は下記教科ごとに授与 (国語、社会、算数、理科、生活) (音楽、図画工作、家庭、体育)	
中学校教諭普通免許状 (専修・一種・二種) 中学校教諭特別免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、その他の外国語)、宗教	
高等学校教諭普通免許状 (専修・一種) 高等学校教諭特別免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、その他の外国語)、宗教 (下記は一種のみ) 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務	

特別支援学校教諭普通免許状 (専修・一種・二種)		視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭普通免許状 (一種・二種) 特別支援学校自立教科教諭特別免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)	
特別支援学校自立活動教諭普通免許状 (一種) 特別支援学校自立活動教諭特別免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育	
養護教諭普通免許状 (専修・一種・二種)		
栄養教諭普通免許状 (専修・一種・二種)		

※ 上記の他に、各学校の助教諭の臨時免許状、養護助教諭臨時免許状がありますが、臨時免許状のみしか所持していない方は、教員免許更新制の対象となりません。

(注) 昭和63年の教育職員免許法の改正により、従前の一級免許状及び二級免許状は、下記のとおり専修・一種免許状に変わりました

幼稚園・小学校・中学校教諭一級免許状	→	幼稚園・小学校・中学校教諭一種免許状
幼稚園・小学校・中学校教諭二級免許状	→	幼稚園・小学校・中学校教諭二種免許状
高等学校教諭一級免許状	→	高等学校教諭専修免許状
高等学校教諭二級免許状	→	高等学校教諭一種免許状
養護教諭一級免許状	→	養護教諭一種免許状
養護教諭二級免許状	→	養護教諭二種免許状

(注) 平成18年の教育職員免許法の改正により、盲・聾・養護学校に関する免許状は平成19年4月1日から以下の名称に変わりました。

盲学校教諭免許状	→	特別支援学校教諭免許状 (視覚障害者に関する教育の領域)
聾学校教諭免許状	→	特別支援学校教諭免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域)
養護学校教諭免許状	→	特別支援学校教諭免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域)
盲学校特殊教科教諭免許状(理療、理学療法、音楽)	→	特別支援学校自立教科教諭免許状 (理療、理学療法、音楽)
聾学校特殊教科教諭免許状(理容、美術、工芸、被服)	→	特別支援学校自立教科教諭免許状 (理容、美術、工芸、被服)
盲学校自立活動教諭免許状	→	特別支援学校自立活動教諭免許状 (視覚障害教育)
聾学校自立活動教諭免許状	→	特別支援学校自立活動教諭免許状 (聴覚障害教育)
養護学校自立活動教諭免許状(肢体不自由教育)	→	特別支援学校自立活動教諭免許状 (肢体不自由教育)
養護学校自立活動教諭免許状(言語障害教育)	→	特別支援学校自立活動教諭免許状 (言語障害教育)

【参考】幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に置かれる主な職の職務等について

【教員免許状を必要とする職】

※ 校長（園長）から栄養教諭までの「職務の法令の根拠」、「職務の法令規定」は小学校に係るもの。

職名	職務の法令の根拠	職務の法令規定	設置される学校	教員免許状の有無
園長	学校教育法第27条第4項	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	幼稚園	必要でない場合あり
副園長	学校教育法第27条第5項	園長を助け、命を受けて校務をつかさどる。	幼稚園	必要でない場合あり
校長	学校教育法第37条第4項	校務をつかさどり、所属職員を監督する。	小・中・高・中等・特別支援	必要でない場合あり
副校長	学校教育法第37条第5項	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。	小・中・高・中等・特別支援	必要でない場合あり
教頭	学校教育法第37条第7項	校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。	幼、小・中・高・中等・特別支援	必要でない場合あり ※授業を行う教頭は必要。
主幹教諭	学校教育法第37条第9項	校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を	幼、小・中・高・中等・特別支援	教諭・養護教諭・栄養教諭普通免許状

		整理し、並びに児童の教育をつかさどる。		
指導 教諭	学校教育法第 37条第10項	児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	幼、小・中・高・中等・特別支援	教諭普通免許状
教諭	学校教育法第 37条第11項	児童の教育をつかさどる。	幼、小・中・高・中等・特別支援	教諭普通免許状
助教諭	学校教育法第 37条第15項	教諭の職務を助ける。	幼、小・中・高・中等・特別支援	助教諭臨時免許状
講師	学校教育法第 37条第16項	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。	幼、小・中・高・中等・特別支援	教諭普通免許状又は助教諭臨時免許状
養護 教諭	学校教育法第 37条第12項	児童の養護をつかさどる。	幼、小・中・高・中等・特別支援	養護教諭普通免許状
養護 助教諭	学校教育法第 37条第17項	養護教諭の職務を助ける。	幼、小・中・高・中等・特別支援	養護助教諭臨時免許状
栄養 教諭	学校教育法第 37条第13項	児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。	幼、小・中・高・中等・特別支援	栄養教諭普通免許状

【教員免許状を必要としない職】

※実習助手、学校栄養職員、寄宿舎指導員、養護職員は講習受講義務はありませんが講習を受講できます。

職名	職務の法令の根拠	職務の法令規定	設置される学校
学校栄養職員	学校給食法 第5条の3	義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。	小・中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部
実習助手	学校教育法 第60条第4項	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	高等学校、中等教育学校、特別支援学校
寄宿舎指導員	学校教育法 第79条第2項	寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	特別支援学校

※養護職員は学校教育法上の規定なし。

【教員をもってあてられる職】(教員免許更新制と直接には関わりがありません)

職名	職務の法令の根拠	職務の法令規定	設置形態
司書教諭	学校図書館法 第5条第2項	学校図書館の専門的職務を掌らせる。	司書教諭講習を修了した主幹教諭、指導教諭、教諭をもって充てる。

【免許状更新講習の受講等の基本的な流れ】

最初の修了確認期限の確認

(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

→最初の修了確認期限

平成 年3月31日



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

【免許状更新講習の選択】

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

→免許状更新講習受講期間

平成 年 月 1日

～平成 年1月31日



【受講申込】

各自が各大学等に受講を申し込みます。

(受講申込の際に各学校長等から教員であることを証してもらう必要があります。)



【免許状更新講習の受講】

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

【確認申請】

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。

→申請手続最終日

平成 年 1月31日



【確認証明書の発行】

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。



【次の修了確認期限】

次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限

平成 年 3月31日

※ 講習受講義務が課されている職にある方が各自の修了確認期限までに更新講習修了確認が受けられなかった場合には、所持するすべての普通免許状及び特別免許状が失効します。

(例)

小学校教諭普通免許状、中学校教諭普通免許状(数学・理科)、特別支援学校教諭普通免許状を所持している小学校教諭の方が、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けられなかった場合は、4つの免許状ともに失効します。

【用語の意味】

○ 最初の修了確認期限

旧免許状を持っている全ての方に設定されており、教諭等の職にある方はそれまでに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けなければならない期限です。

教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限は、表1(22頁)のとおり、生年月日に応じて各年度末の日に満35歳、45歳、55歳である方として定められています。

栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限は、表2(23頁)のとおり、栄養教諭免許状を授与された日に応じて定められています。

ご自身での修了確認期限の確認がご不安な方は、文部科学省ホームページの「**修了確認期限をチェック**」のコーナー(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm)をご覧くださいと、最初の修了確認期限が確認できます。

○ 修了

受けなければならない30時間以上の免許状更新講習の課程を全て履修した場合をいいます。

○ 履修

受けなければならない30時間以上の免許状更新講習の課程の一部を受講し終えた場合をいいます。

例えば、12時間・6時間・6時間・6時間の4つの講習を受講する場合、それぞれの講習を受講し終えた場合を「履修」といい、4つの講習(受けなければならない30時間以上の講習)を全て履修した場合を「修了」といいます。

○免許管理者

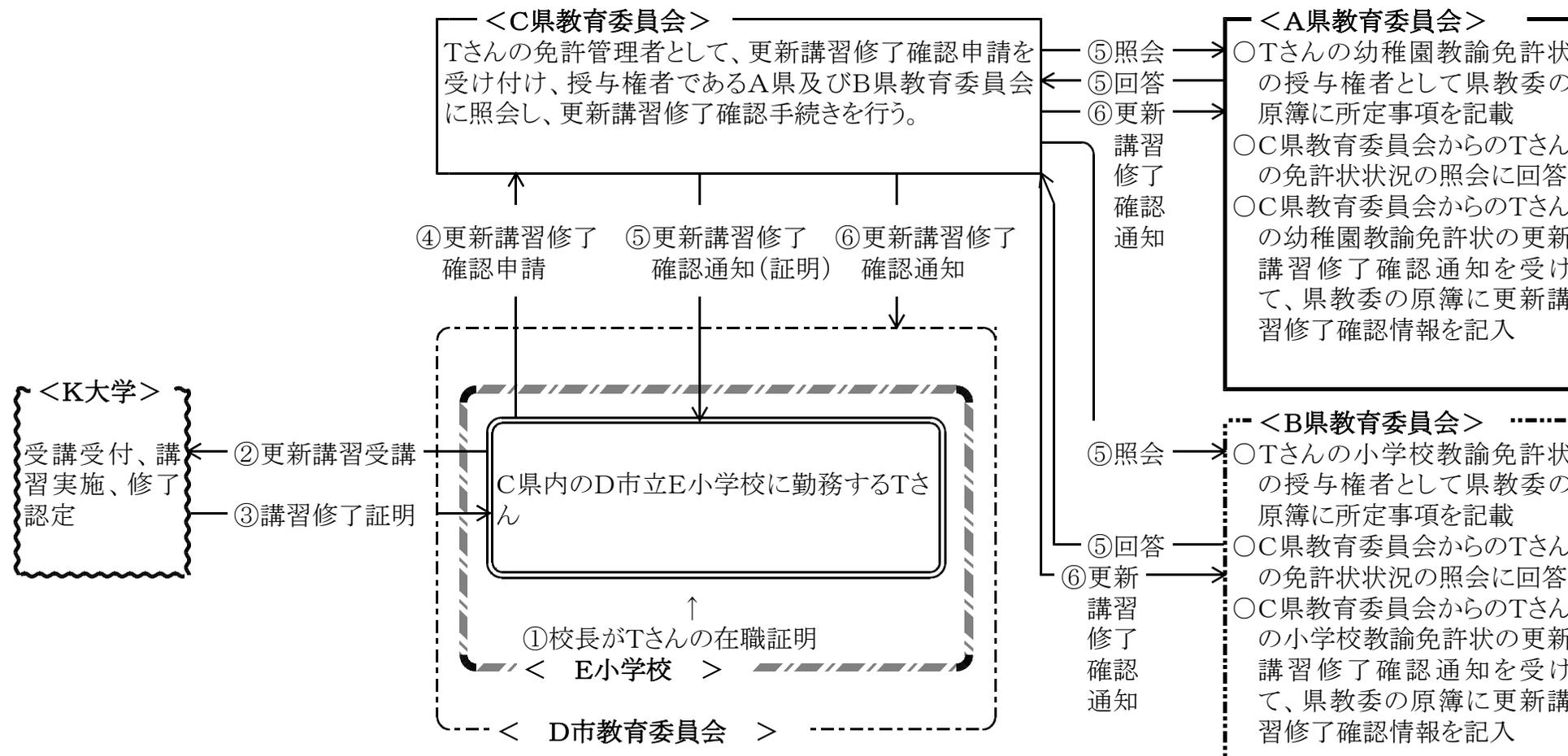
勤務先、職に応じて下記のとおりとなっています。免許状を授与された教育委員会でないことにご注意下さい。

勤務先	職		免許管理者
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、学校栄養職員、事務職員その他学校に勤務する全ての者	⇒	学校が所在する都道府県の教育委員会
教育委員会（市区町村教育委員会を含む）	教育長、次長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、事務官その他教育委員会に勤務する全ての者	⇒	教育委員会が所在する都道府県の教育委員会
教育委員会（市区町村教育委員会を含む）所管の教育機関	所長、副所長、課長、学芸員、事務官その他教育委員会の所管する教育機関に勤務する全ての者	⇒	教育機関の所在する都道府県教育委員会
地方自治体の首長部局・国立大学法人・公立大学法人・学校法人の役職員（教員として採用された者が出向等している場合）	理事長、理事、教授、准教授、課長、事務員その他教員として任用された全ての者（教員として採用された者が出向等している場合）	⇒	勤務地の所在する都道府県教育委員会
地方自治体の首長部局・国立大学法人・公立大学法人・学校法人の役職員（上記以外の場合）	理事長、理事、学長、教授、准教授、課長、事務員その他上記以外の全ての者	⇒	住所地の所在する都道府県教育委員会
上記以外の全ての者	国立青少年自然の家等の独立行政法人への出向者、国立博物館職員、文部科学省職員、退職教員、会社員、主婦その他上記以外の全ての者	⇒	住所地の所在する都道府県教育委員会

(参考図)

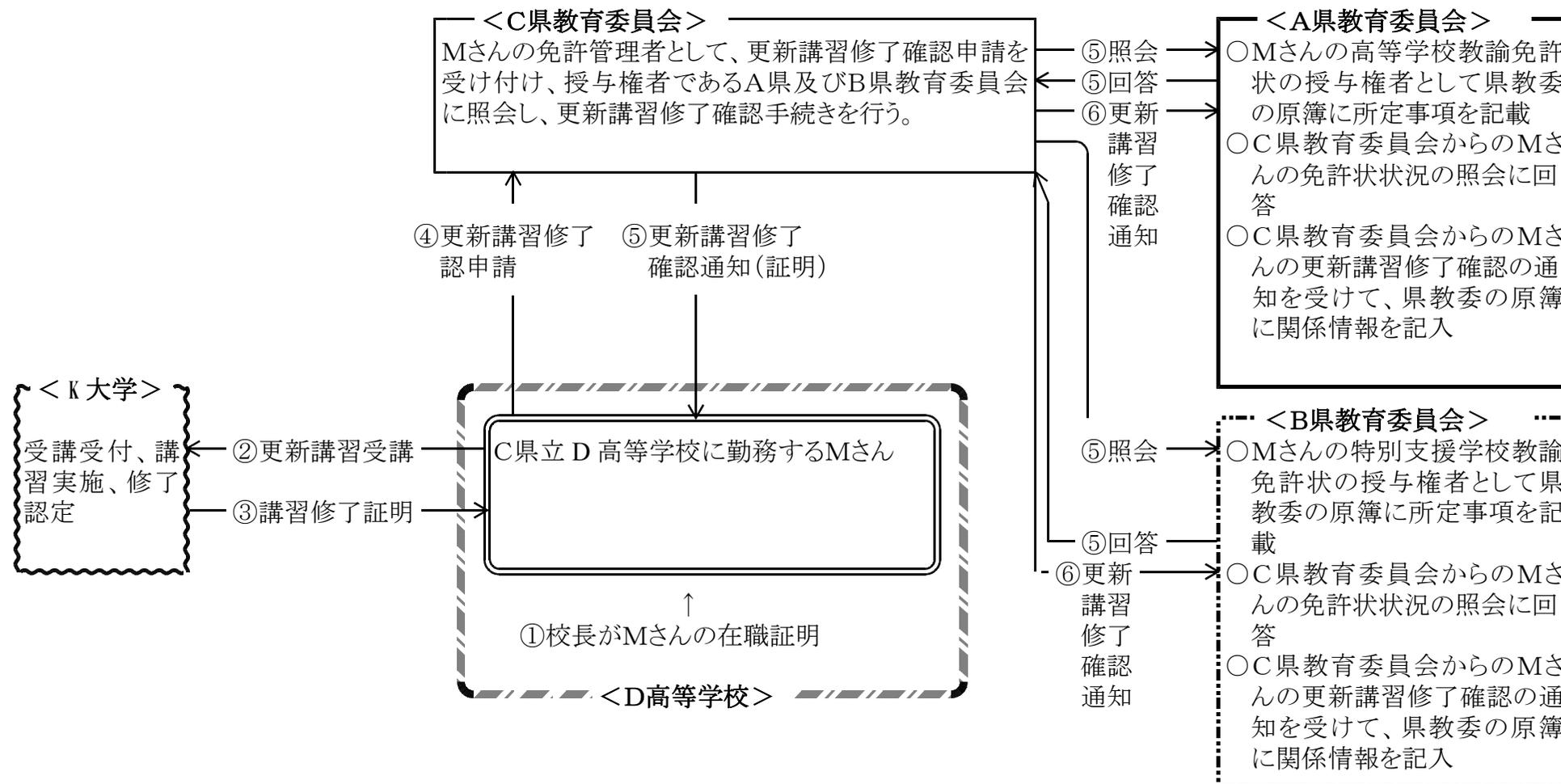
市区町村立学校に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※A県教育委員会から幼稚園教諭免許状、B県教育委員会から小学校教諭免許状を授与され、現在はC県内のD市立E小学校に勤務する教員の例



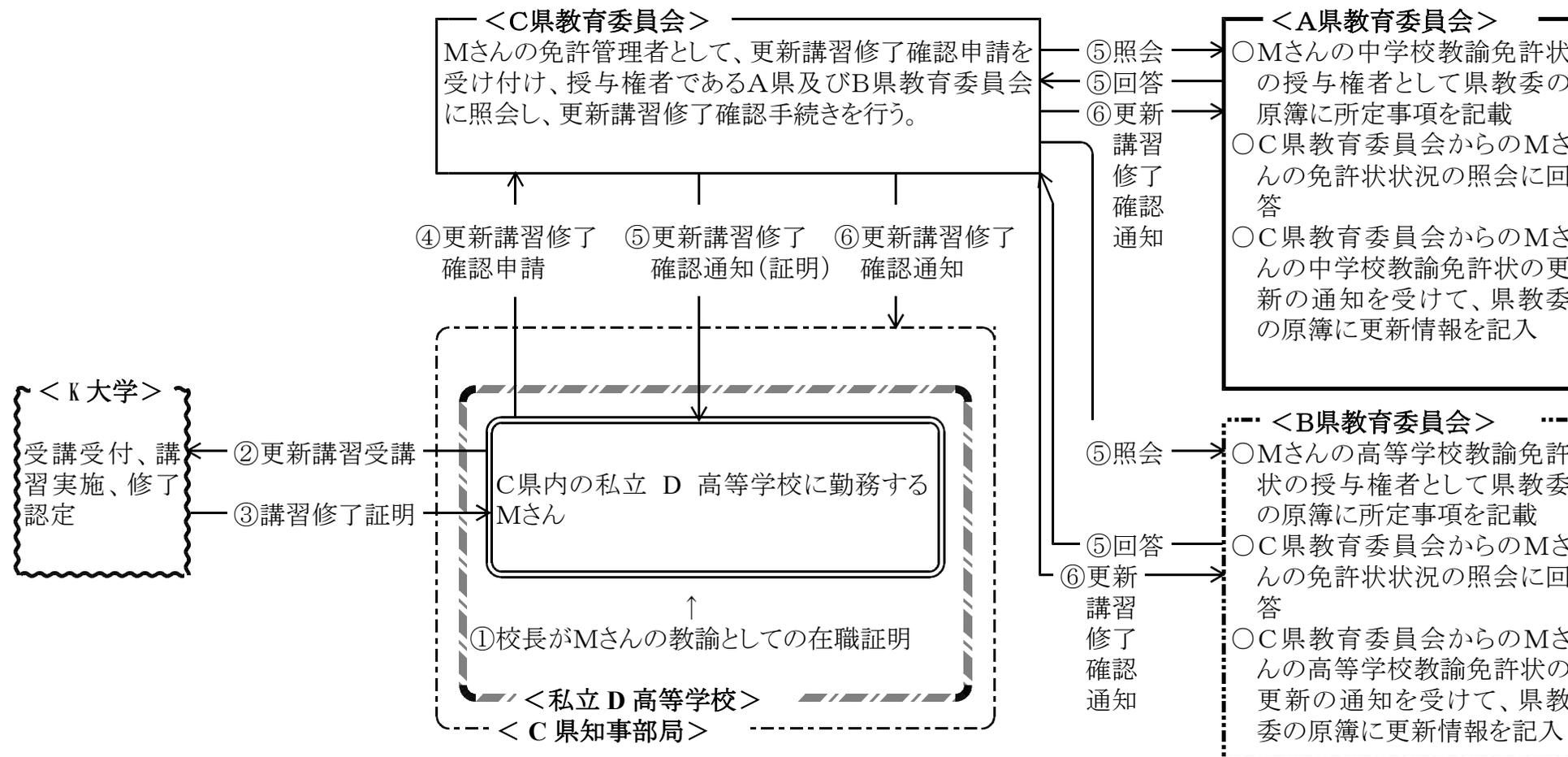
県立高等学校に勤務する教員が更新講習修了確認を受ける場合の関係者の役割等について

※A県教育委員会から高等学校教諭免許状、B 県教育委員会から特別支援学校教諭免許状を授与され、現在、C 県立 D 高等学校に勤務する教員の例



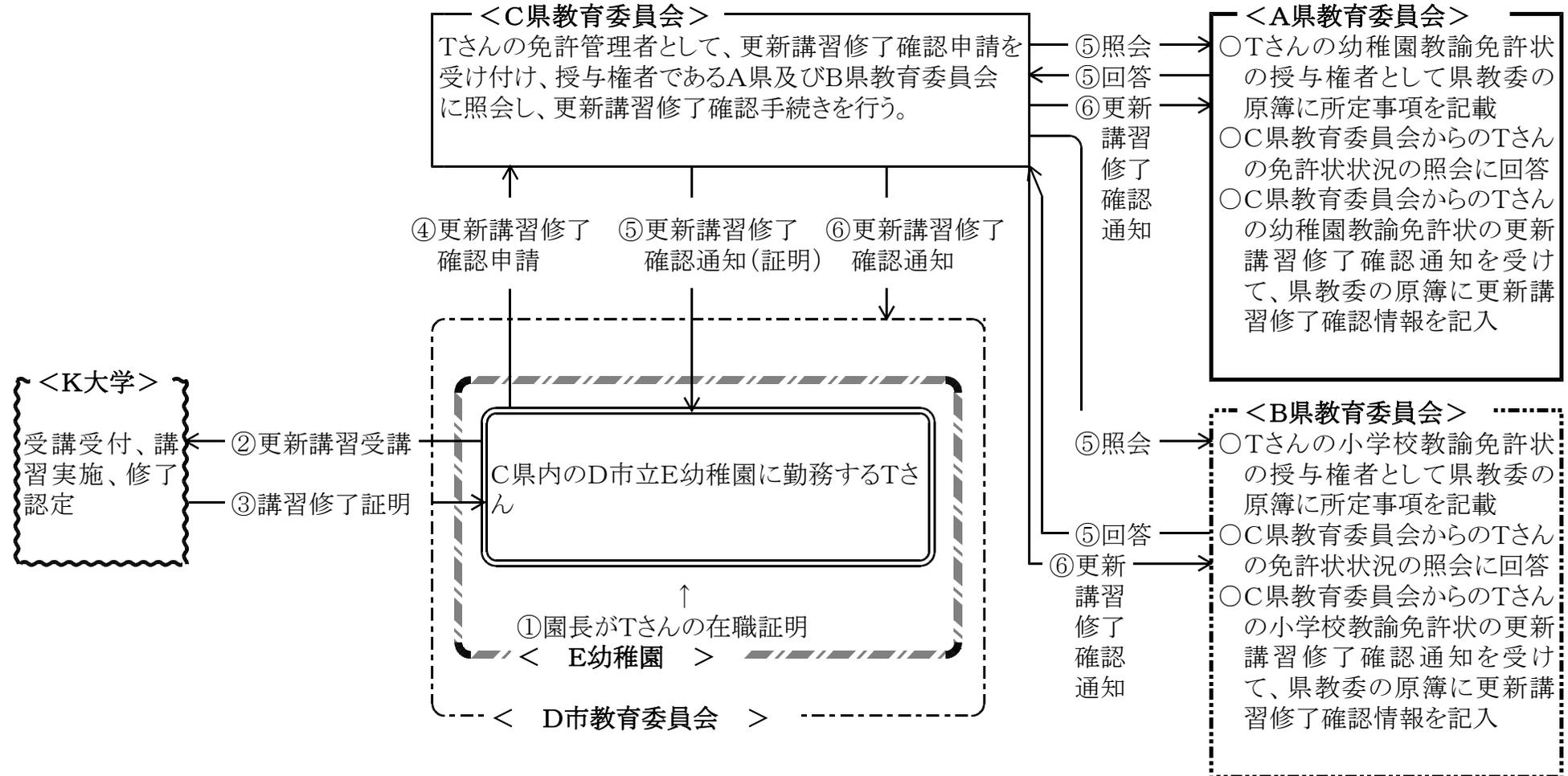
私立学校に勤務する教員が更新講習修了確認を受ける場合の関係者の役割等について

※A県教育委員会から中学校教諭免許状、B県教育委員会から高等学校教諭免許状を授与され、現在、C県内の私立D高等学校に勤務する教員の例



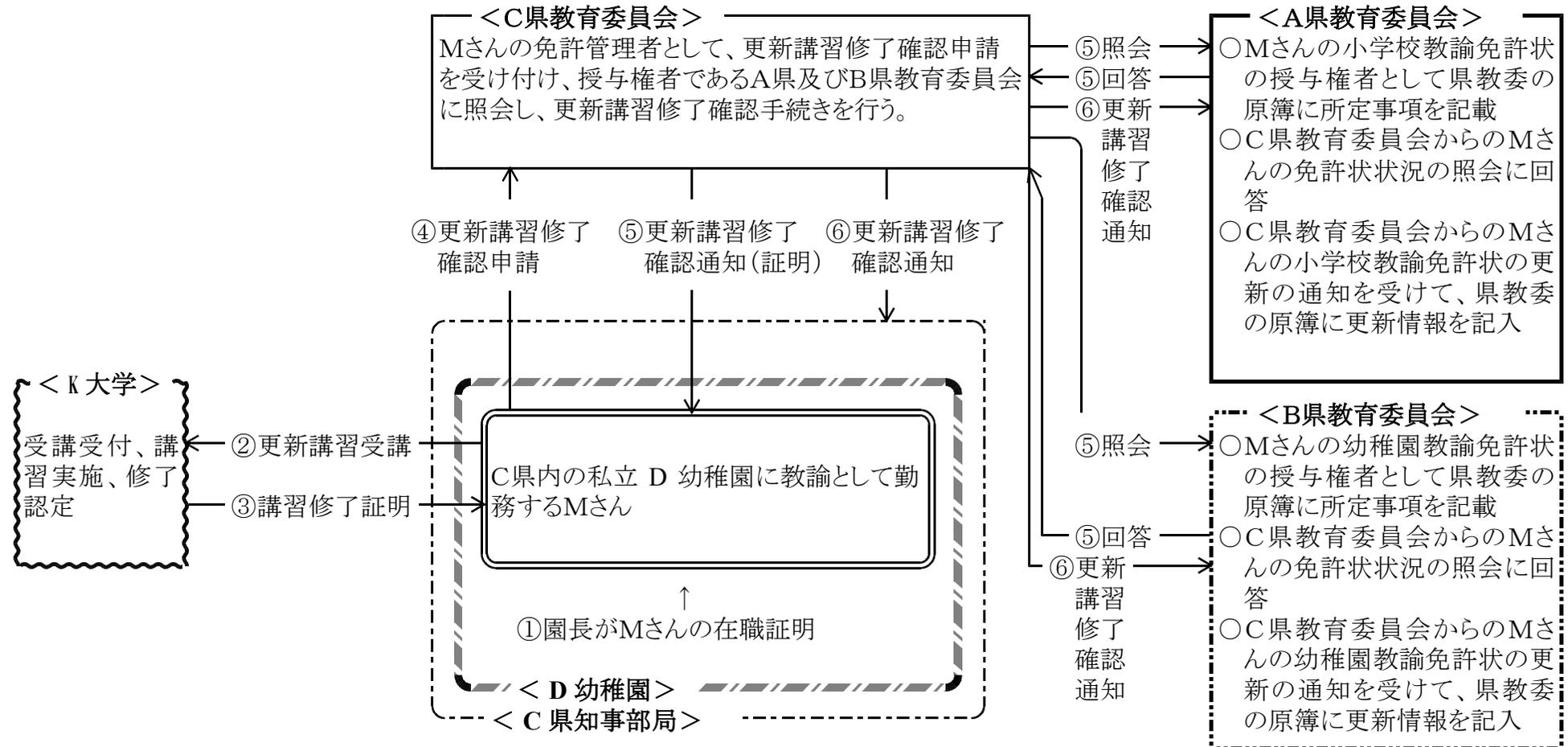
市区町村立幼稚園に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※A県教育委員会から幼稚園教諭免許状、B県教育委員会から小学校教諭免許状を授与され、現在はC県内のD市立E幼稚園に勤務する教員の例



私立幼稚園に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※A県教育委員会から小学校教諭免許状、B県教育委員会から幼稚園教諭免許状を授与され、現在、C県内の私立D幼稚園に勤務する教員の例



(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1: 昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2: 昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

※この表に掲載されていない昭和30年4月1日以前に生まれた方は、栄養教諭免許状を持っていない限り最初の修了確認期限は設定されていませんので、免許状更新講習を受講・修了しなくても、今後もお持ちの教員免許状は有効となります。

※生年月日が昭和59年4月2日以降の方(例: 昭和60年5月5日が生年月日)は、すべて⑩の欄に該当します。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

例3:平成20年3月20日に栄養教諭免許状を授与された学校栄養職員の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成30年3月31日となりますが、学校栄養職員は講習受講義務はなく、期限までに講習を受講しなくても免許状は失効しません。本人の意思で平成28年2月1日から平成30年1月31日までの間に受講し、申請することは可能です。

※栄養教諭の職にない方でも栄養教諭免許状をお持ちの方は表2により最初の修了確認期限が設定されています。最初の修了確認期限が、栄養教諭免許状を授与された年月日によって、表1による生年月日に応じた修了確認期限の年月日より前になったり、後になったりしますのでご注意ください。

よくあるご質問と答え

問1 平成21年3月までに免許状の授与を受けた人はどのような扱いになりますか？

(答)

旧免許状を授与された方は、平成21年4月1日以降に免許状が新たに授与されても、「旧免許状所持者」の扱いになり、新たに授与された免許状にも有効期間は定められません。更新制導入後に授与される免許状は、旧免許状所持者に限っては、有効期間が定められないこととなります。したがって、現在現職教員である方が、更新制導入後に他教科免許状や専修免許状などを取得しても、それらに有効期間が定められることはありません。

(例)

【小学校教諭であるAさんの場合】

教
諭
↓

- 平成3年3月に小学校教諭一種免許状を授与
- 平成22年3月に幼稚園教諭一種免許状を授与
- 平成24年3月に中学校教諭一種免許状(理科)を授与

※ Aさんは旧免許状所持者であるため、平成21年4月以降に授与された幼稚園教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(理科)には有効期間は定められません。

問2 免許管理者の更新講習修了確認とはどのように行われるのですか？

(答)

免許状更新講習を受講・修了した方は、免許状更新講習を開設する大学等が発行する修了証明書(30時間以上の講習の履修証明書のセット)を添えて、免許管理者である都道府県教育委員会に申請します。申請を受けて、免許管理者は修了証明書の記載内容が基準に適合しているか否かの確認を行い、それをもとに更新講習修了確認を行います。

なお、免許状を紛失した場合でも、更新講習修了確認の手続時に授与証明書などを添えて申請することにより更新講習修了確認を受けることは可能です。

問3 現職教員や臨時任用教員リスト登載者への最初の修了確認期限の通知は、都道府県や市町村を通して行われる予定ですか？

(答)

各自の最初の修了確認期限について、都道府県教育委員会等から教員個人にお知らせすることは必ずしも義務づけられてはいません。各自において必ず確認してください。

問4 教員の採用が急に必要になった場合、どのように対応すればよいですか？

(答)

都道府県教育委員会や学校法人の作成する非常勤講師等候補者リストなどに登載されている方は、更新講習を受講できますので、各任命権者において、リスト登載者に講習の計画的な受講を促していくことが重要になります。

採用が内定した段階で所持する免許状が失効している場合には、採用の日までに更新講習を受講・修了して免許管理者の確認を受ける必要があります。また、通信教育による更新講習など、年間を通じて受講できる講習も数多く開設される予定です。